

令和7年3月16日執行
武蔵村山市長選挙

公費負担経費請求
様式集 その1
(候補者が作成する書類)

※ 備考欄に裏面参照の旨の記載がある様式については、両面印刷にし、裏面も印刷してください。

令和 7 年 月 日

武蔵村山市選挙管理委員会委員長 殿

令和 7 年 3 月 1 6 日 執行

武蔵村山市長選挙

候補者氏名

印

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

以下のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届出をします。

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約 年月日	契約の相手方の氏名又は 名称及び住所並びに法人 にあっては代表者の氏名	契約 内 容	
		運送契約期間	運送契約金額

2 1に掲げる契約以外の場合 (前記1の場合は記載不要)

	契約 年月日	契約の相手方の氏名又は 名称及び住所並びに法人 にあっては代表者の氏名	契約 内 容	
			借入れ期間等	契約金額
自動車の借入れ				
燃料の購入			燃料の供給を受ける自動車の 自動車登録番号又は車両番号	1 台単価
運転手の雇用			雇用期間	

備考

- この契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入れ期間を、「燃料の購入」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を記載してください。
- 「燃料の購入」にあっては、単価契約を締結した場合には、「契約金額」欄に契約単価を記載してください。
- 候補者本人が届け出る場合には本人確認書類の提示又は提出、その代理人が届け出る場合には委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

選挙運動用自動車使用証明書(自動車)

以下のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

令和 7 年 月 日

令和 7 年 3 月 1 6 日 執行
武蔵村山市長選挙

候補者氏名

㊞

運送等契約区分 該当する番号に○印を つけてください。	1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合		
	2 上記 1 に掲げる契約以外の場合		
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名			
車種及び自動車登録番号 又は車両番号	運送等年月日	運送等金額 (円)	備 考
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	

備 考 (裏面を参照のこと)

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 2 運送事業者等が武蔵村山市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、武蔵村山市に支払を請求することができません。
- 4 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 6 4の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び5の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、武蔵村山市に支払を請求することができません。
- 7 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日あたり次の金額までです。

(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	64,500円
(2) (1)以外の場合	16,100円

令和 7 年 月 日

武蔵村山市選挙管理委員会委員長 殿

令和 7 年 3 月 1 6 日 執行
武蔵村山市長選挙

候補者氏名

⑨

自動車燃料代確認申請書

以下の自動車燃料代につき、武蔵村山市議会議員及び武蔵村山市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 4 条第 2 号イの規定による確認を受けたいので申請します。

1	契約年月日	令和 年 月 日
2 契約の相手方	氏名又は名称	
	住 所	
	法人にあってはその代表者氏名	
3	確認申請金額	
4	燃料の供給を受ける 自動車の自動車登録 番号又は車両番号	

区 分	購 入 金 額	左のうち確認済又は 確認申請金額
前回までの累積金額 (A)	円	円
今回の購入金額 (B)	円	円
燃料代計 (A) + (B)	円	円
備 考		

備 考 (裏面を参照のこと)

備考

- 1 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 2 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に作成し、候補者から武蔵村山市選挙管理委員会に提出してください。
- 3 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額も含めて記載してください。
- 4 公費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合は立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなり、また、自動車使用に関する運送等契約において「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約」が締結されている場合は、その日数を除いた日数となります。
- 5 「燃料の供給を受ける自動車の自動車登録番号又は車両番号」は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 6 候補者本人が届け出る場合には本人確認書類の提示又は提出、その代理人が届け出る場合には委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

選挙運動用自動車使用証明書(燃料)

以下のとおり燃料の供給を受けたものであることを証明します。

令和 7 年 月 日

令和7年3月16日執行
武蔵村山市長選挙

候補者氏名

印

燃料供給業者の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって は代表者の氏名				
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた 自動車の自動車登録 番号又は車両番号	供給量 (ℓ)	供給金額 (円)	備 考
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	

備 考 (裏面を参照のこと)

(消費税込の金額を記入)

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 燃料供給業者が武蔵村山市に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、武蔵村山市に支払を請求することができません。
- 4 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された自動車燃料代確認書に記載された金額までです。
- 5 公費負担の限度額の算出の日数については、無投票となった場合は立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなり、また自動車使用に関する運送等契約において「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約」が締結されている場合は、その日数を除いた日数となります。
- 6 「燃料の供給を受けた自動車の自動車登録番号又は車両番号」は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。

選挙運動用自動車使用証明書(運転手)

以下のとおり運転手を雇用したものであることを証明します。

令和 7 年 月 日

令和 7 年 3 月 1 6 日 執行
武蔵村山市長選挙

候補者氏名

印

運 転 手	住 所		
	氏 名		
雇 用 年 月 日	報 酬 額 (円)	備 考	
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		

備 考 (裏面を参照のこと)

備 考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 運転手が武蔵村山市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、武蔵村山市に支払を請求することができません。
- 4 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手を雇用した場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 5 候補者が指定した運転手以外の運転手は、武蔵村山市に支払を請求することはできません。
- 6 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき日額12,500円を限度とします。

令和 7 年 月 日

武蔵村山市選挙管理委員会委員長 殿

令和 7 年 3 月 16 日 執行

武蔵村山市長選挙

候補者氏名

ビラ作成契約届出書

以下のとおりビラの作成契約を締結したので届出をします。

契約年 月 日	契約の相手方の氏名又は 名称及び住所並びに法人 にあつては代表者の氏名	契約内容			備考
		作成契約 枚数	作成契約 金額	1 枚 当たりの 作成単価	
		枚	円	円	
		枚	円	円	

※ 単価は銭単位まで記載してください。

- 備考 1 この届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合には本人確認書類の提示又は提出、その代理人が届け出る場合には委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

令和 7 年 月 日

武蔵村山市選挙管理委員会委員長 殿

令和 7 年 3 月 16 日 執行
武蔵村山市長選挙

候補者氏名

ビラ作成枚数確認申請書

以下のビラ作成枚数につき、武蔵村山市議会議員及び武蔵村山市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 8 条の規定による確認を受けたいので申請します。

1	契約年月日	令和 年 月 日
2 契約の相手方	氏名又は名称	
	住 所	
	法人にあってはその代表者氏名	
3	確認申請枚数	枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (A)	枚	枚
今回の枚数 (B)	枚	枚
枚数計 (A) + (B)	枚	枚
備 考		

備 考 (裏面を参照のこと)

備考

- 1 この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 2 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から選挙管理委員会に提出してください。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数も含めて記載してください。
- 4 候補者本人が届け出る場合には本人確認書類の提示又は提出、その代理人が届け出る場合には委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

ビラ作成証明書

以下のとおりビラを作成したものであることを証明します。

令和 7 年 月 日

令和7年3月16日執行
武蔵村山市長選挙
候補者氏名

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	氏名又は名称	
	住所	
	法人にあってはその代表者氏名	
作成枚数		枚
作成金額		円
備考		

備考 (裏面を参照のこと)

備 考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が武蔵村山市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、武蔵村山市に支払を請求することができません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる作成枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚 数

16,000枚以内

(2) 単価の限度額

7円73銭×16,000枚=123,680円

令和 7 年 月 日

武蔵村山市選挙管理委員会委員長 殿

令和 7 年 3 月 1 6 日 執行
武蔵村山市長選挙

候補者氏名

ポスター作成契約届出書

以下のとおりポスターの作成契約を締結したので届出をします。

契 年 月 日	契約の相手方の氏名又は 名称及び住所並びに法人 にあつては代表者の氏名	契 約 内 容			備 考
		作 成 契 約 枚 数	作 成 契 約 金 額	1 枚 当 たり の 作 成 単 価	
		枚	円	円	
		枚	円	円	

※ 単価は銭単位まで記載してください。

- 備 考 1 この届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合には本人確認書類の提示又は提出、その代理人が届け出る場合には委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

令和 7 年 月 日

武蔵村山市選挙管理委員会委員長 殿

令和 7 年 3 月 1 6 日 執行
武蔵村山市長選挙

候補者氏名

印

ポスター作成枚数確認申請書

以下のポスター作成枚数につき、武蔵村山市議会議員及び武蔵村山市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 1 1 条の規定による確認を受けたいので申請します。

1 契約年月日	令和 年 月 日	
2 契約の相手方	氏名又は名称	
	住 所	
	法人にあってはその代表者氏名	
3 確認申請枚数	枚	

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は 確認申請枚数
前回までの累積枚数 (A)	枚	枚
今回の枚数 (B)	枚	枚
枚数計 (A) + (B)	枚	枚
備 考		

備 考 (裏面を参照のこと)

備 考

- 1 この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 2 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から選挙管理委員会に提出してください。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数も含めて記載してください。
- 4 候補者本人が届け出る場合には本人確認書類の提示又は提出、その代理人が届け出る場合には委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

ポスター作成証明書

以下のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

令和 7 年 月 日

令和 7 年 3 月 1 6 日 執行
武蔵村山市長選挙

候補者氏名

印

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	氏名又は名称	
	住所	
	法人にあってはその代表者氏名	
作成枚数		枚
作成金額		円
当該選挙におけるポスター掲示場数		箇所

備考 (裏面を参照のこと)

備 考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 ポスター作成業者が武蔵村山市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、武蔵村山市に支払を請求することができません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる作成枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚 数

ポスター掲示場数×1枚以内

(2) 1枚当たりの単価の限度額

$$\text{単価} = \frac{541 \text{ 円 } 31 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場の数} + 316,250 \text{ 円}}{\text{ポスター掲示場の数}}$$

※1円未満の端数は、切上げ

受 領 書

令和 7 年 月 日

武蔵村山市選挙管理委員会委員長 殿

武蔵村山市長選挙

候補者氏名

⑩

以下のとおり確認書を受領しました。

記

- | | |
|---------------|-----|
| 1 自動車燃料代確認書 | 1 通 |
| 2 ビラ作成枚数確認書 | 1 通 |
| 3 ポスター作成枚数確認書 | 1 通 |

ただし、いずれも確認番号第 号のもの